

令和2年12月10日、「令和3年度税制改正大綱」が発表されました。増税項目は抑えられましたが、中小企業・個人事業者には、影響が少ない内容となりました。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

### ● 所得拡大促進税制の見直し 法人：減税

雇用を増加させた企業に適用される税額控除について、要件を見直し、適用期限が延長されます。従来は、「継続雇用者（前期と当期の全ての期間において雇用保険の一般被保険者）の総支給額が、前期比1.5%増であること」が要件となっていたが、「全ての国内雇用者の総支給額が、前期比1.5%増であること」に見直されます。なお、「雇用者」には役員やその親族は含まれません。令和5年3月31日までに開始する事業年度まで延長されます。

### ● 退職所得課税の適正化 個人：増税

退職金については、他の所得と分離して所得税額を計算します。課税される退職所得の金額は以下の通り計算されます。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

（退職所得控除額：勤続年数20年以下は年40万円、20年超は年70万円）

改正により、勤続年数5年以下で、かつ役員でない者の退職金については、（退職金額－退職所得控除額）が300万円を超える部分について、1/2課税が廃止されます。この改正は令和4年分以後の所得税について適用されます。なお、勤続年数5年以下の役員の退職金については、従来より1/2課税の適用はありません。

### ● その他の改正

- 中小企業の法人税の軽減税率の特例（年800万円以下の課税所得に係る法人税率を、19%→15%に軽減）について、令和5年3月31日までに開始する事業年度まで延長されます。
- 消費増税対応措置の、住宅ローン控除期間13年間の特例を延長し、また、床面積要件が緩和（合計所得金額1,000万円以下の者は床面積50㎡以上→40㎡以上）されます。

#### ■ 税務カレンダー

|    | 内容   | 備考          |
|----|--|-------------|
| 1月 | 源泉所得税納付（納期特例・下期分）<br>法定調書合計表、給与支払報告書の提出<br>固定資産税の償却資産の申告 |             |
| 2月 | 所得税の確定申告・贈与税の申告  | 2月16日～3月15日 |

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月29日（火）から1月4日（月）です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。